

## 掛川市結婚新生活支援事業補助金 提出書類チェック表

申請書を提出する前に、以下の点をご確認ください。

## 1 結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）の確認

①	<input type="checkbox"/>	申請者の欄に住所・氏名・電話番号を記入してありますか？
添付書類の確認		
②	<input type="checkbox"/>	婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書 (婚姻届の受理日は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までですか？)
③	<input type="checkbox"/>	令和6年度(令和5年分)の所得・課税証明書(夫及び妻のもの)*コピーでも可 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満ですか？
④	<input type="checkbox"/>	【所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する場合】 貸与型奨学金を返済したことがわかるものの写し
⑤	<input type="checkbox"/>	【住宅取得の場合】 住居の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し (住宅会社等への支払日が令和6年4月1日から令和7年3月31日となっていますか？)
⑥	<input type="checkbox"/>	【住宅リフォームの場合】 住居の工事請負契約書又は請書及び領収書の写し (業者等への支払日が令和6年4月1日から令和7年3月31日となっていますか？)
⑦	<input type="checkbox"/>	【住宅賃借の場合】 住居の賃貸借契約書及び領収書の写し (賃借料支払日が婚姻を機に同居を開始した日(令和6年3月31日以前の日である場合にあっては令和6年4月1日)から令和7年3月31日となっていますか？)
⑧	<input type="checkbox"/>	【賃借の場合で、給与所得者の場合】 ※2へ 勤務先から住居にかかる手当が支給されているか判断するため、住宅手当支給証明書が必要(夫婦とも給与所得者である場合は、それぞれの勤務先の証明書を提出)
⑨	<input type="checkbox"/>	【賃借の場合】 敷金、礼金、共益費、仲介手数料がある場合、賃料とは別に記入がされていますか？
⑩	<input type="checkbox"/>	【引越費用を申請する場合】 引越しに係る領収書の写し(業者に支払っていることを確認できますか？)
⑪	<input type="checkbox"/>	公的制度による家賃補助の確認欄にし点の記入がありますか？ ※他の公的補助制度を受けられている場合には、本補助制度は受けられません。
⑫	<input type="checkbox"/>	住民票の写し(世帯全員分の記載があり、続柄・本籍の記載があるもの) (夫婦の住所が申請に係る住居となっていますか？当該住居の住所となった日が確認でき、令和7年3月31日以前となっていますか？)

⑬	<input type="checkbox"/>	掛川市税の完納証明書
⑭	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに年齢が29歳以下の場合、申請額は60万円以下になっていますか？
⑮	<input type="checkbox"/>	夫婦のいずれかの年齢が39歳以下の場合、申請額は30万円以下になっていますか？
⑯	<input type="checkbox"/>	照会に対する同意書欄へ夫婦の記名がありますか？

2 住宅手当支給証明書（様式第3号）の確認  
（\*住居を賃借した場合であって、給与所得者の場合に限る）

⑰	<input type="checkbox"/>	支払者の欄に押印はありますか？（法人の場合は、社印、個人事業主の場合は、代表者印）
⑱	<input type="checkbox"/>	支払者の電話番号は記入してありますか？
⑲	<input type="checkbox"/>	支給開始日の記入がありますか？

3 請求書（様式第4号）の確認（交付確定後）

⑳	<input type="checkbox"/>	請求日は、交付確定日以降の日付になっていますか？
㉑	<input type="checkbox"/>	請求者は交付申請者と同じですか？
㉒	<input type="checkbox"/>	請求者の電話番号は記入してありますか？
㉓	<input type="checkbox"/>	交付確定日及び文書番号は正しい日付となっていますか？
㉔	<input type="checkbox"/>	請求金額は、交付確定額となっていますか？
㉕	<input type="checkbox"/>	振込先は、請求者名義の口座となっていますか？

4 その他

㉖	<input type="checkbox"/>	アンケートは記入しましたか？
---	--------------------------	----------------